

17 入所後のお願い

◆ 家庭の状況・認定の内容に変更があった場合

市内転居、就職・転職・退職、育休からの復職、出産・婚姻・離婚など、家庭の状況や認定内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。

144ページの「入所に家庭の状況や教育・保育給付認定の変更があった場合の必要書類」を参考に、保育課または在所する施設に『家庭状況変更届出書』（変更内容により必要書類を添付）や認定の変更申請書類を提出してください。また、転所申請をしている方は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となる場合があります。

【保育園を長期欠席する場合】

お子さんの病気やけがなどにより保育園等を長期間休む場合は、施設長にあらかじめご連絡ください。なお、欠席（休園）期間も保育料（利用者負担額）は発生します。

【在園中に保護者が退職した場合】

『家庭状況変更届出書』および『教育・保育給付認定変更申請書』を提出してください。退職後90日を経過する日が属する月の末日までに『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出していただくと、継続して在所することが可能となります。

なお、当該期間内に『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出されない（再就職されない等）場合、正当な理由なく届出を怠っていた場合には、退所となります。

【在園中に保護者が新規に起業又は開業した場合】

『家庭状況変更届出書』および『就労証明書』並びに『起業又は開業したことがわかる書類』を提出してください。また、個人事業主の場合、開業した月の翌月中旬に『家庭状況変更届出書』および『1か月の売上がわかる書類』を提出してください。

なお、『売上がわかる書類』が提出できない場合、事業を営んでいることがわかる資料をご提出いただきます。正当な理由がなく、関係書類の提出を拒否した場合、退所となる場合がございます。

【産前産後休暇・育児休業に入る場合】

① 出産前（認定事由：「労働」⇒「妊娠・出産」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』、『教育・保育給付認定変更申請書』、母子手帳等（母の氏名・出産予定日がわかるもの）の写し

⇒ 認定変更該当月の前月末日までに提出

② 出産後

・育児休業を取得する場合（認定事由：「妊娠・出産」⇒「育児休業」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』（産休・育休欄の記載が必要なため、出産後に取得してください）、『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後から「妊娠・出産」認定期間終了日までに提出

・育児休業を取得しない場合（認定事由：「妊娠・出産」⇒「労働」）

必要書類：『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後おおむね1か月以内に提出

『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』（復職後に取得してください。）

⇒ 復職後すみやかに提出

◆ 出産に伴う在所児童（兄弟）※の取り扱いについて

※ 在所児童（兄弟）とは、妊娠・出産認定の満了日より前に入所したお子さんをいいます。

○育児休業制度を利用する場合（出産後、『家庭状況変更届出書』と育児休業期間が記載された『就労証明書』を提出してください）

・ 出産時に在所児童（兄弟）が1～5歳児クラス

⇒兄弟は、卒園まで在所可能です。

・ 出産時に在所児童（兄弟）が0歳児クラス

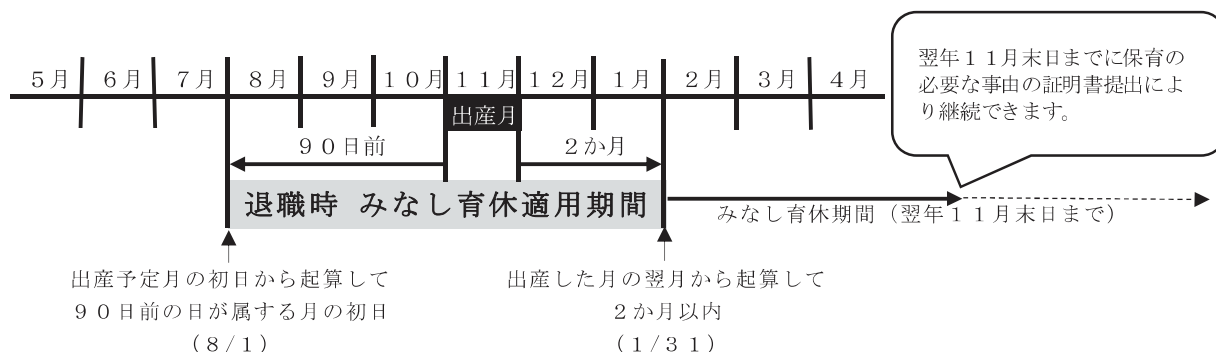
⇒兄弟は、原則、出生児童が1歳となる年度の翌年度の4月末まで在所可能です。

○出産に伴い退職する場合（以下、「みなし育休」という）

出産後に復職の意思がある場合に限り、退職日が出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日以降、出産した月の翌月から起算して2か月以内の期間であれば、出生児童が1歳となる月の末日まで、兄弟は在所可能となります。在所可能期間中に、『就労証明書』を提出してください。それ以前の退職については、切迫早産等、医師の診断などにより安静等が必要と確認できる場合に限り、みなし育休の適用が認められることがありますので、事前にご相談ください。

【例】母の出産に伴う兄弟の在所要件

① みなし育休が適用される場合



【上記例の場合】出産予定月：令和8年11月

出産予定月の初日から起算して90日前の日：令和8年8月3日

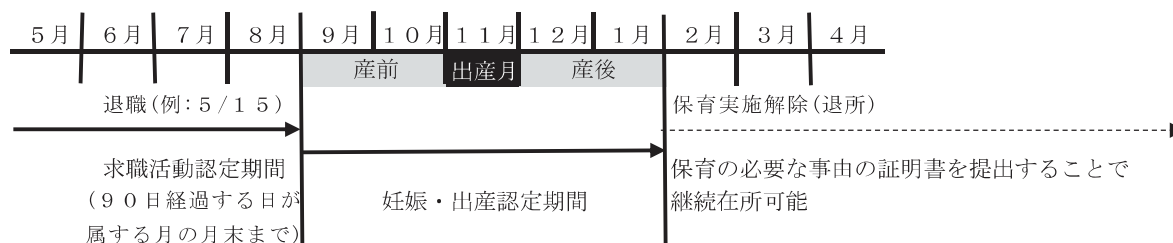
出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日：令和8年8月1日

出産した月の翌月から起算して2か月以内：令和9年1月31日まで

⇒令和8年8月1日～令和9年1月31日の間の退職であれば、

令和9年11月30日まで兄弟は在所可能（みなし育休）

② みなし育休が適用されない場合



【上記例の場合】出産予定月：令和8年11月

退職日：令和8年5月15日

⇒①の例から、令和8年8月1日～令和9年1月31日の間の退職であれば、みなし育休適用可能だが、適用可能期間外での退職のため、みなし育休は適用不可

求職活動認定：令和8年6月1日～8月31日（退職日から90日経過する日が属する月の月末まで）

妊娠・出産認定：令和8年9月～令和9年1月（出産月及び産前2か月、産後2か月の5か月間）

⇒令和9年1月31日まで兄弟は在所可能